

令和6年度京都市動物愛護推進会議 次第

令和6年8月9日（金）
午後1時30分から午後3時00分
職員会館かもがわ第5会議室

1 開 会

2 あいさつ

保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進担当局長 八代 康弘

3 委員紹介

4 内 容

- (1) 第二期京都市動物愛護行動計画に基づく令和5年度実績報告について
- (2) 京都市動物愛護推進部会の協議状況について

5 閉 会

《資料》

資料1 第二期京都市動物愛護行動計画に基づく令和5年度実績報告について

資料2 京都市動物愛護推進部会の協議状況について

参考資料1 委員名簿

参考資料2 座席表

参考資料3 京都市動物愛護推進会議開催要綱

第二期京都市動物愛護行動計画に基づく令和5年度実績報告について

1 指標値と実績値

第二期行動計画においては、府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る3つの事項を指標項目として定め、各指標項目について、これまでの第一期行動計画での実績等をふまえて、目標となる高い指標値を設定しました。

【指標一覧】

指標項目		基準値 (H30)	実績値					指標値 (R12)	H30 比
			R1	R2	R3	R4	R5		
引取数	犬	15 頭	19 頭	16 頭	11 頭	10 頭	25 頭※	6 頭	60%減
	猫	42 頭	52 頭	52 頭	107 頭	93 頭	33 頭※	16 頭	60%減
返還・ 譲渡率 () 内は、返 還・譲渡頭数	犬	62% (60 頭)	96% (66 頭)	59% (66 頭)	46% (37 頭)	78% (32 頭)	55% (29 頭)	100%	
	猫	19% (168 頭)	20% (177 頭)	30% (228 頭)	27% (170 頭)	26% (147 頭)	51% (242 頭)	30%	
殺処分数	犬	①	14 頭	15 頭	31 頭	41 頭	15 頭	19 頭	(収容数減の取組)
		②	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	
		③	12 頭	2 頭	7 頭	9 頭	1 頭	1 頭	(収容数減の取組)
	猫	①	108 頭	99 頭	95 頭	105 頭	95 頭	42 頭	(収容数減の取組)
		②	488 頭	500 頭	337 頭	265 頭	217 頭	112 頭	200 頭 60%減
		③	134 頭	113 頭	120 頭	92 頭	92 頭	74 頭	(収容数減の取組)
収容数 (参考)	犬	97 頭	69 頭	112 頭	80 頭	41 頭	53 頭	-	
	猫	897 頭	907 頭	767 頭	629 頭	563 頭	476 頭	-	

※ R5 多頭飼育放棄による引取：犬1件（11頭）、猫2件（18頭）を含む。

〔語句の定義〕

引 取 数：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数

返還譲渡率：{ (返還数) + (譲渡数) / 収容数 } × 100

返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数

譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち、新しい飼い主へ譲り渡した頭数

収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

殺 処 分 数：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できる限り苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼養管理中に死亡したものを含む。）

※ 基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取後の死亡

2 指標値達成に向けた具体的な取組（抜粋）

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれについて取組を行っています。



(1) 動物を思いやりましょう

マイクロチップ装着の普及促進（所有者等の明示の推進）

○ 令和4年6月1日に、改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬や猫にはマイクロチップ（以下、「MC」という。）の装着が義務化されました。このため、新たに犬や猫を迎え入れる飼い主は、国が指定する登録機関へ氏名や住所等の情報登録が必要になりました。本市では、MCの情報登録を完了した犬の飼い主は、狂犬病予防法の登録をしたものとみなし、鑑札の交付手続を不要とする狂犬病予防法の特例制度を実施しています。

○ 「MC装着助成事業」では、改正動物愛護管理法の施行前の平成27年度から、（公社）京都市獣医師会（以下、「市獣医師会」という。）の協力により無償でのMC装着を実施しています。令和4年度からは、助成枠を拡大しています（変更前上限1,000頭→変更後上限1,500頭）。

<MC装着助成実績>

	R1	R2	R3	R4	R5
犬	243 頭	320 頭	307 頭	508 頭	318 頭
猫	576 頭	680 頭	693 頭	798 頭	562 頭
計	819 頭	1,000 頭	1,000 頭	1,306 頭	880 頭

○ 令和6年5月に、MCの有用性や専用リーダーの配備状況を一層周知するため、チラシを改訂するとともに、飼い主がMC情報を正しく登録できるよう、周知用カードを新たに作成し、ペットショップや市獣医師会動物病院等に協力を得て飼い主に行き届くよう、配布しています。

子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実

- 動物愛護センターに収容された約1ヵ月齢の子猫について、一般への譲渡が可能となる2ヵ月齢まで、ボランティアの自宅で一時的に預かっていただき、猫の譲渡促進を図っています。

＜子猫の一時預り在宅ボランティアの実績＞

	R1	R2	R3	R4	R5
ボランティアが預った頭数※	70 頭	63 頭	50 頭	41 頭	92 頭

※ボランティア登録数（R5）：39 名

(2) 動物のことを学びましょう

教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

- 動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、全市立小学校1年生を対象として、動物愛護副読本「いきものとなかよし」（平成28年3月作成）を配布し、生活科の授業等で活用いただいています（令和5年度配布実績：158校、約9800名）。



- 動物愛護教育の一層の促進を図るため、全市立小・中・高等学校を対象として、動物愛護教育のカリキュラム案、出前講座「きょうとアニラブクラス」(※1) 及び「わんにゃんきょうとアニラブクラス」(※2) 等を紹介する「動物愛護教育事例集」(令和5年4月作成)を配布しています（令和5年度配布 実績：242校）。

※1 動物愛護センター職員が、認定NPO法人アンビシャス等と協力して実施

※2 動物愛護センターボランティアが企画・実施



- 令和5年度は、出前講座「きょうとアニラブクラス」を19校（1,020名）で、「わんにゃんきょうとアニラブクラス」を7回（90名）実施しています。

(3) 動物との正しい関わりを考えましょう

京都市まちなこ活動支援事業の推進

- 地域に暮らす野良猫を、地域住民の理解と協力を得て、地域のルールに基づいて適切に世話をする事で、一代限りの命を全うさせながら、将来的にその地域の野良猫を減らす「まちなこ活動支援事業」を推進しています。
- 本市は、まちなこ活動に登録された地域のまちなこに対して、避妊去勢手術を無償で実施するほか、活動に向けての助言等を実施しています。令和5年度は、11地域を新規登録し、141頭の避妊去勢手術を実施しました。

＜まちなこ活動支援事業による手術頭数及び登録地域数＞

	R1	R2	R3	R4	R5
手術頭数（頭）	195	172	177	137	141
オス（頭）	106	90	95	75	69
メス（頭）	89	82	82	62	72
累計登録地域数（地域）	254	277	295	323	334

- まちなこ活動支援事業がより利用しやすい制度となるよう、令和6年4月から、登録要件の緩和を行いました。

まちなこ活動登録要件	変更前	変更後
地域の合意確認	承諾書に町内会長等の署名が必要	町内会長等の署名は不要 (ただし、町内会長等にまちなこ活動の説明を行い、活動に同意していることを条件とする)
活動者数 (管理する猫が多数の場合)	3名以上 (活動地域内の3名以上、活動地域外は不可)	3名以上 (活動地域内の2名のほか、京都市民1名以上)

社会福祉関係機関と連携した多頭飼育対策の実施

- 多頭飼育崩壊の問題については、京都市動物愛護行動計画で重点的に取り組むべき課題と位置付け、「予防」や「早期の探知」に重点を置いた取組を進めています。
- 多頭飼育崩壊のリスクを下げるため、多頭飼育者を事前に把握し、適正飼養等について啓発するため、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例では、「犬5頭」又は「犬猫合わせて10頭以上（犬が4頭以下）」を飼養する場合に、届出を義務付けています（届出件数（累計）：146件）。
- 多頭飼育崩壊は、飼い主の生活困窮や社会的な孤立などが背景にあるため、一人暮らし高齢者の自宅を訪問している地域包括支援センターや各区役所・支所のごみ屋敷の担当等との連携を通じて、多頭飼育の兆候等を情報収集し、飼い主への適正飼養の

助言を行っています。

- また、社会福祉関係職員を対象とした研修会を実施し、多頭飼育崩壊の予防や発生時の対応について事例を共有し、連携を図っています。

<開催実績>

R2	R3	R4	R5
4 施設	11 施設	約 40 名	約 120 名

令和4年度から、施設単位での開催から個人での参加に変更。

- 令和5年9月に、社会福祉関係機関の職員が多頭飼育崩壊の兆候を判断するためのチェックリストを作成するとともに、相談ホットラインを開設しました。
- 飼育放棄や遺棄につながる無秩序な繁殖を抑止するため、本市では犬猫の避妊去勢手術を推奨しており、市獣医師会と「犬、猫の避妊及び去勢手術実施に関する協定書」を締結し、市内の飼い犬、猫の避妊去勢手術費用の一部を助成しています。

<助成実績（単位：頭）>

	R1	R2	R3	R4	R5
犬	315	303	348	330	333
猫	685	697	652	670	667
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(4) 動物との絆を最後まで大切にしましょう

動物の遺棄・虐待の防止（罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携）

- 京都府、京都府警察、京都市で構成する「動物愛護管理事業推進連絡会」において、動物の遺棄・虐待の情報共有を行っています。
- 動物愛護センターに府市共有の動物虐待通報相談窓口を設置し、入手情報を関係部局と共有し、早期の是正指導を実施しています。
- 令和5年度の相談件数は、犬16件、猫8件で、相談があった場合、動物愛護センター及び医療衛生センター職員が現場調査や指導を実施しています。

独居高齢者対策

- 「京都市動物愛護推進会議」では、令和4年度、多頭飼育・ひとり暮らし高齢者対策検討部会を設置し、令和5年度は、同部会を2回開催しました。御意見をもとに、社会福祉関係機関との連携を強めるための研修の実施や相談ホットラインの開設等の取組を行っています。
- 京都動物愛護センター主催の「ペットのための終活セミナー」をオンラインで開催し、民間やNPO団体等によるペット保険やペットの互助会といった制度等を周知しています。

<開催実績>

	R3	R4	R5
視聴回数	311 回	332 回	73 回

- 区役所及び商業施設にて、「ペットのための終活相談会」を計4回（57名参加）実施しました。
- 令和5年2月から9月に、高齢者が猫と安心して暮らすことができる仕組みづくりを目指し、ノウハウ・サービスを有する民間企業・ねこから目線株式会社と連携し、公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」として2種の実証実験（飼い続ける支援、飼い始める支援）を実施しました。本市は、事業費用の一部支援に加え、社会福祉関係機関及び（公社）京都市獣医師会での説明会を実施しました。
- 実証実験中には、サービスの利用に関する問い合わせが13件あり、この内4件が「飼い続ける支援」の利用につながりました。

【実証実験の内容】

【飼い続ける支援】（ペットヘルパーサービス）	【飼い始める支援】
・ サービス登録者宅に月に1回訪問し、猫の世話（トイレ掃除、爪切り等）を代行（3,000 円/回・15 分） ・ 訪問時の猫と飼い主の様子を家族等に写真で共有 ・ 飼い続けることができなくなった場合の猫の引取先を調整	・ 提携する猫の保護団体と調整し、サービス登録者の希望に沿った猫を譲渡 ・ 「飼い続ける支援」サービスを実施 ・ 飼い続けることができなくなった場合の猫の引取りを保証

(5) 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう

動物愛護センターボランティアスタッフとの協働

- 動物愛護センターでは、ボランティア活動を始めたいと思っている方を対象に、審査（面接等）のうえ養成講座を受講いただき、ボランティアスタッフとして活動いただいています。具体的には、収容中の犬猫の飼養管理補助や来所者の案内、動物愛護の普及啓発（イベントや機関誌の作成など）を実施しています。
- ボランティアスタッフの知識の向上や技術の習得を図るため、研修会を開催しています。

<ボランティア登録数>

登録時期	第9期 (R3)	第10期 (R4)	第11期 (R5)	合計
ボランティア登録人数※	27	32	36	95

※ 登録当初の人数

動物愛護推進員を対象にした研修会の実施

- 令和４年度は、第９期の動物愛護推進員（地域における動物愛護の普及啓発に熱意と識見を有する方に委嘱）を、計３０名に委嘱（任期：２年）しました。令和５年度は、動物愛護の理解を深め、地域での活動に役立てていただくため、一般の方及び動物愛護推進員を対象に「ペットの災害対策講座」を実施しています。

動物愛護の情報発信及び協働の推進

- 京都市では、京都動物愛護センターを拠点とした動物愛護事業を推進するため、平成２４年から、「京都市動物愛護事業推進基金（京都市人と動物が共生できるまちづくり基金）」を設け、寄付金を募っています。
- 令和３年度に、ふるさと納税寄付金のさらなる活性化のため、「京都みらい夢基金」が創設され、寄付の使い道の事業名は「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現」となっています。令和５年度から、事業名は「子育て・すこやか・動物愛護のまちづくり」となりました。

<実績（寄附金額及び件数）>

動物愛護事業推進基金収入実績

	件数	収入金額	充当金額
R1	114	3,123,479 円	7,999,550 円
R2	181	8,817,449 円	14,254,140 円
R3	191	6,820,679 円	5,624,189 円
R4	195	5,711,666 円	5,822,648 円
R5	205	6,164,799 円	7,212,049 円

京都みらい夢基金収入実績

	件数	収入金額※	充当金額
R3	2,223	368,338,000 円	11,316,931 円
R4	2,269	97,564,000 円	13,228,251 円
R5	38,528	1,547,451,900 円	15,181,155 円

※ 寄付金収入の一部は、返礼品代や手数料に充当。
R5 からは、事業名変更。

- 動物愛護事業推進基金への寄付金は、京都市動物愛護行動計画に基づき、大きく５つの用途に活用しています。

用途	令和５年度 充当割合
収容された犬猫の適切な飼養管理	３７％
ボランティアスタッフとの協働事業	２９％
適正飼養等の普及啓発事業	２４％
動物愛護教育事業	５％
災害時の動物の避難対策等の啓発・被災動物のための物資の備蓄	５％

- LINE株式会社の運営するSNS「LINE」において、京都動物愛護センターマスコットキャラクターの「京ちゃん」、「都ちゃん」を活用したスタンプ（１セット１２０円）を販売しています。

＜LINE スタンプ販売実績＞

	京ちゃん	都ちゃん	第2弾	府市収入額
R1	216 個	121 個	397 個	23,844 円
R2	156 個	68 個	223 個	15,886 円
R3	286 個	121 個	454 個	30,427 円
R4	211 個	52 個	292 個	19,512 円
R5	124 個	37 個	178 個	12,995 円

災害時におけるペットとの同行避難に向けた避難所での受入体制の構築

- 災害時において、家族の一員であるペットと一緒に避難することは、飼い主にとって切実な願いであることから、本市では、「災害時はペットとの同行避難が原則」という認識の下、避難所の体制を整えるため、様々な取組を推進しています。
- 総合防災訓練等にブース出展し、「ペットの避難どうしよう？」（※1）や「ペットの防災手帳」（※2）を活用し、ペットの避難場所の設営の実演や啓発を行っています。
- ※1 指定避難所におけるペットの受入手順等を記載した手引書
- ※2 飼い主に向けて、備蓄品やしつけといった普段からの備え等を記載した手帳

＜開催実績＞

	市、各区、学区の 防災訓練	その他のイベント等
R1	47 か所	10 か所
R2	38 か所	1 か所
R3	30 か所	1 か所
R4	13 か所	6 か所
R5	10 か所	7 か所

- 動物愛護センターでは、動物愛護団体との連携によりペットの災害対策講座を開催し、ペットの同行避難の際に役立つ犬のしつけを実際に見ていただき、飼い主や避難所運営者の学びの機会を設けています。

＜開催実績＞

	R1	R2	R3	R4	R5
参加者数	50 名	中止	20 名	21 名	30 名

- こうした取組により、避難所運営マニュアルに同行避難を位置付けた指定避難所は、433か所中、99.5%に当たる431か所まで進んでいます。

＜R5 ペットの同行避難位置付け状況＞

指定避難所数	対応済み避難所数	対応割合
433 施設	431 施設	99.5%

- 今年度、指定避難所の受入体制がより充実するよう、区役所等と連携し、ペットシート等の備蓄品の配備を進めています（ペットシート296セットを配布予定）。

京都市獣医師会、動物愛護団体及び民間団体などの関係団体との災害時における連携体制の構築

- 本市では、災害発生時におけるペットとの同行避難及び救護活動に備えて、市獣医師会や民間団体（動物愛護団体、ペット関連企業など）との連携体制の構築に努めています。

＜協定締結団体＞

協定書	締結日	相手方	概要
災害時の動物救護活動に関する基本協定書	平成29年 5月25日	公益社団法人 京都市獣医師会	- 被災動物に対する応急手当 - 飼い主からの動物に関する健康相談 - 会員動物病院における施設、設備、物資の供給
災害時における飼い主等への支援に関する協定書	令和2年 10月23日	認定NPO法人 アンビシャス	- 避難所運営者からペットの受入に関する相談対応 - 飼い主等からの避難所等での飼養に関する相談対応 - 被災動物への支援等に関する情報の収集・発信
災害時における動物の飼養・保管に関する物資の提供協力に関する協定書	令和2年 10月23日	近畿ケネル 協同組合	- 保有する物資の提供 - 物資の運搬
	令和3年 6月30日	日本ヒルズ・ コルゲート㈱	
	令和4年 7月6日	公益財団法人 関西盲導犬協会	

動物愛護センターを拠点とした、所有者不明の被災動物等の保護・収容体制整備

- 災害発生時には動物愛護センターを拠点とし、所有者不明の被災動物等の保護や収容を速やかに実施するため、京都府と連携し、テントや折り畳みケージ等の物品や動物用医薬品の備蓄を進めています。

京都市動物愛護推進部会の協議状況について

1 部会設置の目的

京都市動物愛護行動計画に基づく取組を進めていくに当たり、動物愛護管理行政だけでは解決が難しい課題について、専門的な知見から具体的な検討を行う必要があります。

上記の課題に特化した検討を行うため、京都市動物愛護推進会議の作業部会を設置しました。

今年度は、令和6年度京都動物愛護フェスティバル（※）の企画等について検討するため、臨時部会を開催しています。

※ 令和6年度京都動物愛護フェスティバル

開催日時 令和6年9月21日（土）11時00分～16時00分

場 所 立誠ひろば・ヒューリックホール京都

2 令和6年度京都動物愛護フェスティバルの企画等に係る臨時部会開催結果

(1) 開催日時 令和6年7月10日 午後1時30分～午後2時30分

(2) 開催方法 オンライン（Zoom）

(3) 出席委員

岡本 卓也（京都動物愛護センターボランティアコーディネーター）

中村 仁（公社）京都市獣医師会 副会長兼事務局長

西野 佳以（京都産業大学総合生命科学部准教授、京都動物愛護センター運営委員）

湯浅 あやの（認定NPO法人アンビシャス 理事）

(4) 議題

ア 動物愛護フェスティバルの出展テーマについて

イ 動物愛護フェスティバルの出展団体について

ウ 動物愛護推進会議委員からの意見について

(5) 議事要旨

ア 動物愛護フェスティバルの出展テーマについて

動物愛護憲章に基づき、京都府及び京都市が進める動物愛護事業をより広く周知し、府民及び市民が動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めていただける内容となるよう、出展テーマについて協議し、以下のテーマに決定した。

【令和6年度京都動物愛護フェスティバル出展テーマ】

- ・ 動物の適正飼養について（終生飼養、動物福祉 等）
- ・ ペットの災害対策について
- ・ 野良猫・多頭飼育対策について
- ・ 動物愛護教育の推進について

イ 動物愛護フェスティバルの出展団体について

動物愛護憲章の理念及び出展テーマに沿った出展の在り方について協議し、今年度も日頃から動物愛護センターでの普及啓発に携わっていただいている、「京都動物愛護センター運営委員会」及び「京都市動物愛護推進会議」の委員に、愛護フェスティバルへの御参画及び出展について依頼することを決定した。

ウ 動物愛護推進会議委員からの意見について

今年度は、各団体からの個別ブースだけでなく、「終活相談」の合同ブースの設置も検討すべきとの意見があり、検討することを決定した。

委 員 名 簿

敬称略，五十音順

委員氏名	区 分
ウエムラ トオル 上村 享	関係団体 (近畿ケネル協同組合 理事)
コアシ ヒデトモ 小芦 英知	関係団体 (公益財団法人関西盲導犬協会 所長兼理事)
タダ マサズミ 多田 雅純	関係団体 (京都市保健協議会連合会 副会長)
ナカムラ トモヒコ 中村 友彦	関係団体 (京都市教育委員会 総合教育センター 指導室 指導主事)
ニシタニ ケイコ 西谷 景子	市民公募
フクシマ イクコ 福島 郁子	関係団体 (京都市地域女性連合会 常任委員)
マスマツ ヤス オ 升光 泰雄	関係団体 (公益社団法人京都市私立幼稚園協会 監事 夢窓幼稚園 園長)
マツオカ サチコ 松岡 幸子	関係団体 (認定NPO法人アンビシャス 理事長)
マツモト シゲオ 松本 恵生	関係団体 (京都市地域包括支援センター・在宅介護支援 センター連絡協議会 副会長)
ムラタ ヒロシ 村田 裕史	有識者 (公益社団法人京都市獣医師会 副会長)
モリ タカ シ 森 尚志	有識者 (公益社団法人京都市獣医師会 会長)
ヤマナシ ユ ミ 山梨 裕美	関係団体 (京都市動物園 生き物・学び・研究センター 主席研究員 (兼種の保存展示課担当係長))

京都市動物愛護推進会議開催要綱

(開催)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条に基づき、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的として、京都市動物愛護推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 動物愛護行政の推進に関する意見交換及び意見調整に関すること
- (2) 動物愛護推進員の委嘱推進並びに活動支援に関すること
- (3) 動物愛護に関する普及啓発に関すること
- (4) その他動物愛護に関すること

(組織)

第3条 会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が就任を依頼する。

- (1) 動物愛護行政に専門的な知識を有する者
- (2) 公益社団法人京都市獣医師会に属する者
- (3) 動物愛護団体の関係者
- (4) 地域の保健衛生に関わる団体の関係者
- (5) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 座長は、市長が指名する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、年2回程度開催する。

3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、特別の事項を調査し、及び検討させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が指名する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、市長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、保健福祉局に事務局を設置する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 第6条1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、保健福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成17年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する